

公 告

公立大学法人奈良県立医科大学の機材の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成29年 7月31日

公立大学法人奈良県立医科大学
理事長 細井 裕司

1 競争入札に付する調達の内容

(1) 入札物件

貸出用ノートパソコン一式

(2) 入札物件の数量・特質

入札説明書による

(3) 納入場所

奈良県橿原市四条町840番地

公立大学法人奈良県立医科大学 附属図書館 2階閲覧室

(4) 物件納入及び業務完了期限

平成29年 9月29日(金)

2 入札方法

入札は、機材の購入費・運搬費・設置費の諸経費を含んで行います。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

入札執行回数は、2回を限度とします。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(4)までに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 公立大学法人奈良県立医科大学物品購入等の契約に係る取引停止等措置要領に基づく取引停止等の措置(奈良県の入札参加資格停止の措置を含む。)期間中でないこと。
- (2) 入札参加申込兼参加資格確認申請書の提出期限及び入開札日において、奈良県における競争入札参加有資格者であり、営業種目B-1の「オフィス用品」で登録している者、あるいは、国の全省庁共通の「物品の販売」のC等級以上に格付けされた競争参加資格を有している者。

- (3) 別紙仕様書に基づく調達物品の適合規格に合致した物品又は同等の類似品にかかる納入実績が平成27年度以降に複数機関あることを証明できる者であること。
- (4) その他、入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒634-8523 橿原市四条町840番地

公立大学法人 奈良県立医科大学附属図書館

電 話 0744-23-9982

FAX番号 0744-23-3273

担当 係長 鈴木 孝明

- (2) 入札説明会

この一般競争入札に参加を希望する者は、公立大学法人奈良県立医科大学ホームページの調達情報より入札説明書をダウンロードしてください。

また、質疑応答をもって、入札説明会に代えます。

質疑がある場合は(1)に示すFAXにて受け付けします。FAXを送信した際は、確認の電話連絡をしてください。質問がなければ連絡の必要はありません。

質疑で見積金額に影響する内容があれば、各入札参加者にFAXで連絡をします。

- (3) 入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す申請書等を平成29年8月8日(火)午後5時までに、4-(1)の場所に提出してください。

上記申請に基づく参加資格の有無については、平成29年8月10日(木)までにFAXにより通知します。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入開札の日時及び場所

平成29年 8月29日(火) 午前11時

公立大学法人奈良県立医科大学 附属図書館 3階視聴覚室

- (2) 郵便による入札

入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は書留郵便とし、封筒の表面に「貸出用ノートパソコン一式に係る入札書」と朱書して、平成29年8月28日(月)午後5時までに4-(1)の場所に必着するようにしてください。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札

- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (7) その他、入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 契約書作成の要否等

- (1) 要します。
- (2) 落札者は、契約規程第24条第1項の規定に基づき、落札の日から5日以内（理事長が特別の理由により必要があると認めるときは理事長の指定する日まで）に契約を締結するものとします。

9 契約締結に関する条件

契約締結後、契約者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を解除することがあります。この場合、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

- (1) 契約者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 契約者の役員等がその属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 契約者の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 契約者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除く。）において、本大学が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本大学に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

10 入札手続の停止等

この調達物品に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(2) 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、契約規程第17条に定めるところにより、入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償金として納付しなければなりません。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約規程第26条第1項ただし書の規定に該当する場合は、免除します。

(4) その他詳細は、入札説明書によります。